



厚木市が

介護職の

あなたを

応援する

3

つの

助成金

転入

厚木市内の
介護事業所等に勤務
し、転入する方に

20万円

復職

厚木市内の
介護事業所等に
復職する方に

20万円

研修

厚木市内に
在住在勤で、
研修を受講した方に

研修費の
最大 **$\frac{3}{4}$**
(上限なし)

詳しくは裏面をご覧ください

お問合せ先

【介護保険サービス関係】

厚木市市民福祉部介護福祉課介護給付係

電話：046-225-2240(直通)

【障害福祉サービス関係】

厚木市市民福祉部障がい福祉課障がい給付係

電話：046-225-2225(直通)

詳しくはこちら



転入

介護職転入奨励助成金

- 【対 象】 市内に転入し、市内の介護保険事業所等に就職する
又は、勤務している常勤介護職等（有資格者）
- 【助成額】 市内に転入する際に要した費用として一律20万円
- 【手続き】 介護職等の資格証明等、同意書、就労証明書等を添えて申請
- 【その他】 介護職転入奨励助成金等の類似の補助を受けた場合は、支給できません

復職

介護職復職等奨励助成金

- 【対 象】 介護職として働いていない期間が1年以上ある市内在住の
常勤介護職等（有資格者）
- 【助成額】 市内の介護保険事業所又は障がい児者福祉指定事業所に就労
する際に要した費用の一部（一律20万円）
- 【手続き】 介護職等の資格証明等、同意書、就労証明書等を添えて申請
- 【その他】 介護職復職等奨励助成金等の類似の補助を受けた場合は、
支給できません

個人向け

介護職員等研修支援事業

- 【対 象】 ①市内の介護保険指定事業所又は障がい児者福祉指定事業所
で、介護に従事している職員
②対象となる研修を修了後1年以内に、市内の介護保険指定
事業所又は障がい児者福祉指定事業所に介護職として就労
した方
- 【助成額】 個人が負担した、介護職に係る資格取得の受講料の一部
【市内在住の方】研修費用の3/4（上限なし）【市外在住の方】研修費用の1/2（上限なし）
- 【手続き】 研修を修了したことを証明する書類の写し、領収書、
就労証明書等を添えて申請
- 【その他】 対象となる研修及び資格などの詳細は、市のホームページを
ご覧ください
他の制度で助成を受ける場合は、助成等の額を控除した額が
基準額となります

留意事項

1. 申請には期日があります
2. 申請後1年以内に退職や転出した場合は、補助金の返還を求める場合があります

詳しい内容については、お問い合わせください



さき光 介護支援課